

臨時おもいやり駐車場取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱で定めたおもいやり駐車場のうち、イベント等による臨時的な登録等に関する事務の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 臨時おもいやり駐車場は、おもいやり駐車場のうち期間を限定して設置するものをいう。

(区画登録の留意点)

第3条 臨時おもいやり駐車場は、施設管理者の許可を得たうえで以下のことを検討して登録する。

- (1) イベント等で臨時の駐車場を設ける場合は、障がい者、高齢者、妊産婦等の歩行に配慮が必要な方の参加状況等を考慮のうえ、臨時おもいやり駐車場の区画数を決定する(区画数が30台以上の臨時の駐車場を設ける場合は、少なくとも1以上の臨時おもいやり駐車区画を設けることが望ましい)。
- (2) 会場の出入口に近い(安全かつ利便性の高い)位置に設けることが望ましい。
- (3) 区画の幅は、350cm以上とすることが望ましい。
- (4) 原則、公道上には設けない。

(駐車場の登録)

第4条 イベント等の主催者は、臨時おもいやり駐車場を設置するときは、知事等(物品管理者)に臨時おもいやり駐車場登録届出書兼物品貸出申請書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、県及び協力市町については、提出を省略することができる。

(物品の貸出)

第5条 臨時おもいやり駐車場の設置に必要な物品の貸出は、物品管理者により行う。

附則 この要領は、平成28年11月1日から施行する。